

千葉県困難な問題を抱える女性支援基本計画の概要

第1章 基本的な考え方

1 策定の趣旨

女性の抱える問題が多様化、複雑化している中、支援を必要とする女性が抱えている問題やその背景、心身の状況等に応じた適切な支援を包括的に提供し、女性が安心かつ自立して暮らせる社会の実現に寄与することを目的として、令和4年5月19日に困難な問題を抱える女性への支援に関する法律が成立した。

本計画は、法や基本方針の内容を受け、困難な問題を抱える女性の福祉の増進及び自立に向けた施策を総合的かつ計画的に展開し、個々の支援対象となる女性に対して効果的に機能することを目指すために策定するものである。

2 計画の位置付け

困難な問題を抱える女性への支援に関する法律第8条第1項に基づき策定

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度

現状

課題

課題

(1) 困難な問題を抱える若年女性への支援体制づくり

- ・様々な困難な問題を抱える若年女性は、心や身体等を傷つけられたことや、過去の生活体験等により他者を信頼できず、自ら助けを求めにくく、潜在化し支援対象として把握できない場合がある。
- ・それぞれの状況に合わせ適切な支援を活用できる体制づくりが必要である。

(2) 一時保護における女性への対応の検討

- ・一時保護を実施している女性サポートセンター等への入所をためらうケースがあるので、支援対象者の個々の状況や要望を判断した上で、柔軟な対応が必要である。

(3) 関係機関・団体等の情報共有等の体制づくり

- ・民間支援団体と他の関係機関・団体等との連携が不十分であるので、それぞれの機能や役割を正しく理解し、情報共有し、支援対象者に寄り添った適切な支援を提供できる体制づくりが必要である。

(4) 支援に関わる人材の育成・資質向上

- ・専門知識をもつ人材の確保・育成が難しい等、支援に関わる民間支援団体職員や女性相談支援員等を対象とした研修を充実させ、人材の育成・資質向上を図る必要がある。

(5) 女性自立支援施設の活用

- ・幅広く女性自立支援に対応するため体制を整備する必要がある。

(6) 外国籍の女性からの相談への対応

- ・外国籍の女性は言葉の違いや生育歴等が影響し、困難な状況におかれているという自覚に乏しく支援につながりにくい傾向があるので、適切な支援をするための体制が必要である。

(7) 女性相談支援員の配置と定着

- ・支援の継続性の確保等のため、女性相談支援員について適切な処遇を行い、人材の確保に努める必要がある。

第2章 施策の内容

(1) アウトリーチ等による早期の把握

* 繁華街の夜間巡回により把握した女性への適切な相談機関への「つなぎ」

(2) 居場所の確保

* 同じ境遇にある女性等との交流、自身の悩みを相談できる場所の提供

(3) 相談支援

* SNS等を活用した相談・面談体制の整備

(4) 一時保護

* 多様なケースに応じた一時保護・一時保護委託の活用

(5) 被害回復支援

* 個々の状況に応じた専門相談の推進、関係機関との連携

(6) 同伴児童への支援

* 保育・教育体制・心理的ケアの充実

(7) 自立支援

* 就労、住宅確保、生活等の支援

(8) 困難な問題を抱える女性支援を行う人材の育成・資質向上

* 職務関係者等研修の開催

(9) 教育・啓発

* 相談及び面談の広報、人権啓発

支援体制

- 支援に関わる関係機関の役割・・・県・市町村・女性相談支援センター等の役割の明確化
- 三機関の連携体制・・・女性相談支援センター、女性相談支援員、女性自立支援施設の連携強化
- 民間支援団体との連携体制・・・行政機関と民間支援団体それぞれの強みを生かした相互連携の強化
- 関係機関との連携体制・・・中核地域生活支援センター等との連携強化
- 配偶者暴力防止法に基づく施策との連携・・・配偶者暴力被害者特有の事情を踏まえた対応
- 支援調整会議・・・困難な問題を抱える女性への早期の円滑かつ適切な支援についての協議会を設置
- 教育・啓発・・・相談できる窓口等の積極的な周知
- 人材育成の強化・・・女性支援に係る職員の専門的知識の習得、資質の向上
- 女性相談支援員の配置と定着の促進・・・市町村への女性相談支援員の配置と定着についての働きかけ

第3章 基本目標

- 1 協働する民間支援団体数
 - 2 基本計画策定市町村数
 - 3 相談窓口設置市町村数
 - 4 支援調整会議設置市町村数
- 増加を目指す